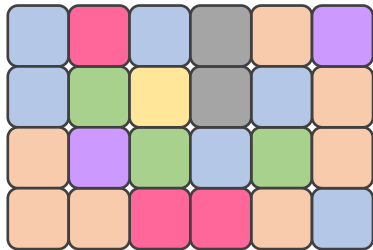


「農地バンク」で進める 地域計画の実現

今の姿
(現状)

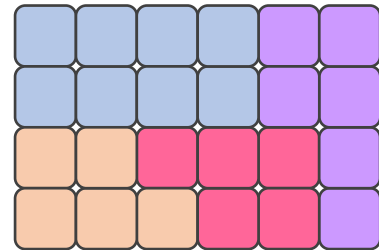


バラバラな農地を

地域の協議



10年後の姿
(地域計画の目標地図)



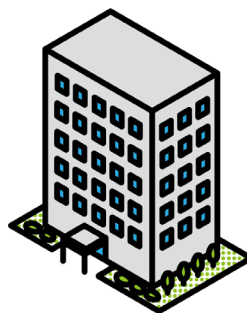
まとまった形に

農地の権利設定は

農地バンク経由で※1



貸したい人



農地バンク※2



借りたい人

※1 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

※2 農地バンクとは、農地中間管理機構のこと。都道府県知事が県に一つに限って指定することができ、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の貸借を行っています。

農地バンクを活用するメリット

1 貸し手のメリット

賃料は農地バンクから
確実に振り込まれる



税制の優遇が受けられる



期間満了後は
貸し手に返還される
(再契約も可能)



2 借り手のメリット

まとまった農地を
長期間安定的に借受できる



複数貸し手から借りる場合も
賃料支払や契約事務は
農地バンク一本になる

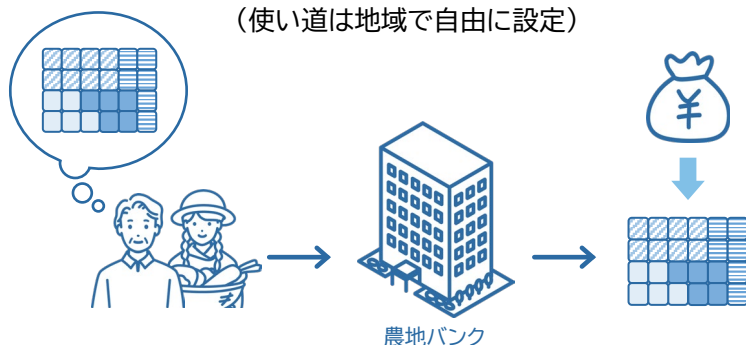


貸し手の相続時の対応は
農地バンクが行う

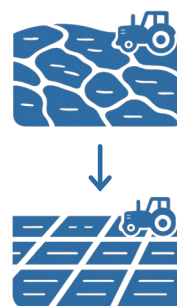


3 地域のメリット

農地の集約化等に取り組む地域には
支援金が交付される
(使い道は地域で自由に設定)



農家負担のない
条件整備が受けられる



農地バンク制度の詳細は、
農林水産省ウェブサイト「農地中間管理機構」をご確認ください ▶
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク／農地中間管理機構

🔍 検索



ご相談はお近くの農地バンク・市町村・農業委員会まで！